高レベル放射性廃棄物(ガラス固化体)等の防護の在り方に 関する基本的考え方について(案)に対する御意見

平成19年8月22日 原子力委員会 原子力防護専門部会

平成19年7月6日から8月6日の間、国民の方々からの意見募集を実施した結果、6名(2団体を含む。)の方から12件のご意見をいただきました。

No	御意見の 対象箇所	御意見の概要	御意見及びその理由
1	第5章 全般	・テロ話動を想定で記述している。 はます たいは でのでは でのできる できる できる できる できる できる できる できる できる できる	(1)「輸送中のガラス固化体等への妨害破壊行為に対する防護」に"輸送中にテロ行為による船に沈没時の漁業への影響"を考慮して下さい。 (2)「ガラス固化体等の処分の地上施設に対するテロによる妨害破壊行為(爆破等)」を想定した防護について言及する必要はないか (3)「地層中への処分に関し、地下水を通した人間社会への影響」を平常時および異常時(地震・地殻変動等)についてどう考えるかについて加えてください。 (4)「処分場における長期に亘る管理に関する費用負担の考え方」について、事業者とは?国は規制だけか?を明確にして下さい。 (5)全般的に抽象的な表現が多すぎるようです。例えば16頁(1) 2)「ある程度まとまった数…」17頁(1) 1)「防護措置要件方式」18頁(2) 2)「ある程度まとまった数…」19頁 5 - 2 - 2 「慣行による慎重な管理」 「理由」高レベル放射性廃棄物の処分を成功させるには、その立地の選定と住民の同意を得ることが大切です。そのための対策は一般の人たちが安心できるためには何に注目して説明したらよいかでしょう。且つ極力分かりやすい表現で。その観点から気がついたことを提案しました。
	第5章(1) 能にあるな前で を が が が が が が るな が るな が るな が る る る る る る		妨害破壊行為を適切な可能性で防ぐ為に、遅延・検知・対応・管理と、4つの基本的要求事項が記載されておりますが、実効性がどのように担保されるかが不明確なので、本案を、より詳細化する過程で、実効性のある防護策の策定をお願いいたします。例えば、悪意ある内通者の存在や、自然災害は、遅延・検知の2階層を無意味化し、即時の『対応』が求められます。その『対応』の記述が連絡体制中心に構成されており、例えば、連絡が取れない場合はどうするかや、自力で対応できるだけの対応力常備の可否等の観点が、計画策定のどの段階で議論されるのかが明確ではなく、申し上げる次第です。 【理由】 わが国のエネルギー事情を勘案すれば、原子力の相対的安全性の国民への訴求は、重要事項です。従って、どのような課題認識に対して、いつまでに何を決めようとしているのか等のプロセスと、中身をどこまで詰めて、どこまで公表するのかといった点を明確にしていただきたく、申し上げた次第です。
3	核物質に 対する防 護の基本 的考え方	日本国内高レベル 放射性廃棄物の最 終処分場をつくるこ とに反対であり、海 外と最終処分に関す る条約を締結し、そ の国と協力していく べきである。	【意見】 日本国内に高レベル放射性廃棄物の最終処分場をつくることには反対です。日本は安定した陸地と地下水の少ない乾燥地をもつ原子力発電(例えば:カザフスタン、アルゼンチン、南アフリカなど)と原子力発電平和利用技術と最終処分の協力に関する条約を結ぶべきです。きちんとした条約としっかりした最終処分施設によってこれらの国々と数万年にわたる原子力技術協力を続けていくべきです。 【理由】 日本は全国土が火山列島の不安定な陸地です。降水量も多く地下水脈も多いでしょう。このような国に地層処分をすれば隆起などしたときに国際問題となるのは明らかです。原子力発電を行っているいずれの国も最終処分は避けて通れず、中には原子力技術の未熟な国もあるでしょう。この、日本の高レベル核廃棄物については、京都議定書の温暖化対策などのように、日本一国の手に負えない問題ではないでしょうか。

No	御意見の 対象箇所	御意見の概要	御意見及びその理由
4	2頁上か ら4~17 行目	「原子力防護」という新しい名称について、最終的に法令等でその内容を定義することが適切と考える。	本報告書は専門的な分野に関するものですが、意見公募に対して「本報告書で決めようとする内容等」を参考資料として作成しているなど分かりやすくする工夫が実施されていると思います。また、高レベル放射性廃棄物(ガラス固化体)の防護に関してはこれまでは「慣行による慎重な管理措置による防護で良い」としていたものを「9.11以降のテロ行為等を考慮すると妨害破壊行為による防護に対して適切に対応されるべし」との基本的考え方(基本方針)も適切と思います。ただし、3点について更なる検討が必要と思い、意見を3つの用紙にそれぞれ記載しました。原子力防護の名称に関しては本部会で結論が得られなかったと記載されていますが、今回の調査・審議は核物質に放射性物質の防護が追加されていますので、この両方を「原子力防護」という新しい名称にして、最終的に法令等でその内容を定義するのが適切と考えます。なお、高レベル放射性廃棄物(ガラス固化体)は核物質防護として検討されていますが、最終的には放射性物質の防護との関係も整理する必要があると思います。
5	19頁上 から8~1 0行目	体等の妨害破壊行 為に対する防護の基 本的考え方で、国際 輸送における情報の 管理に関する記述に	これまでの原子力白書等によると、1994年法改正によりガラス固化体を「慣行による慎重な管理」による防護としたことで国際輸送を円滑に実施してきた経緯が見られます。仏国から返還される高レベル放射性廃棄物(ガラス固化体)の輸送は終了したと発表されていますが、今後英国から順次返還される予定と聞いていますので、「国際輸送における情報管理に関する関係国間の調整に配慮」の項目の
6	19頁上 から15~ 18行目	脚医中の女子/成期 低発熱放射性廃棄 物の妨害破壊行為 に対する防護の考え 方については、輸送 実績を踏まえてでは まになる	長半減期低発熱放射性廃棄物の輸送実績を踏まえた検討において、実績を踏まえつつ基本的要求事項等を見直すとされていますが、この文書には誰が実施するのかの記載がない(他の箇所にもこの専門部会が実施するのか、関係所管行政庁なのか、不明なところが多々見られます。ただし、p22「第6章おわりに」下5~6行目に「今後、関係行政機関において、・・・取組がなされることが適切です」との記載はあり。)のですが、基本的事項の検討は輸送実績というよりその前の計画段階における輸送方法を基に検討すべき内容ではないのかと思いますので、記載の修正が必要と思います。なお、本報告書案の意見公募と同じ時期に経済産業省から「放射性廃棄物の埋設事業に係る核物質防護の在り方について」報告書案の意見公募が実施されていますが、これはこの報告書に対する関係行政庁の具体的取組であり、今回原子力専門防護部会の報告書案に出された意見が関係行政機関の取組に反映されるようにお願いいたします。 【理由】 長半減期低発熱放射性廃棄物の輸送実績を踏まえた検討をより計画段階で要求事項を見直す必要があるため。また、報告書全体として取り組むべき所管箇所が

No	御意見の 対象箇所	御意見の概要	御意見及びその理由
7	ひてから	「ガラス固化体及び 長半減期低発熱放 射性廃棄物」を「ガラ ス固化体等」として 用いていることにつ いて説明を加えるべ きではないか。	用語の定義の中に、以下の「ガラス固化体等」の定義を追加する。 「ガラス固化体等」 本報告書では、ガラス固化体と長半減期低発熱放射性廃棄物をあわせて「ガラス固化体等」と定義する。 【理由】 報告書のタイトルを始め、本文中のいたるところに「ガラス固化体等」という言葉が出てくるにも拘らず、その定義がどこにも書かれていないため。(用語の定義ではなく、最初に「ガラス固化体等」という言葉が出てくるところに、カッコ書きで明記することでも良い。)
8	5 - 2防	高レベル放射性廃棄物及び長半減期低発熱放射性廃棄物についての防ぎの考え方についるがいまとまっているが、RI研究所等廃護のいても防護本では対した関する表していた。	今回の報告書では、防護の対象物として高レベル放射性廃棄物及び長半減期低発熱放射性廃棄物(余裕深度処分、地層処分対象)について検討がされています。 一方で、核燃料物質等を使用している研究所等から発生するRI・研究所等廃棄物の一部についても、長半減期低発熱放射性廃棄物と同等の性状を有するものがあるとされております。これらについても、防護の在り方に関する基本的な考え方を示しておく必要があると考えますが、いかがでしょうか。 【理由】 長半減期低発熱放射性廃棄物は、再処理施設やMOX燃料加工施設等から発生する廃棄物であるが、研究所などの他の施設からも同様な廃棄物が発生する可能性があるために、統一した考え方をする必要があると考える。